

大平町 地域協議会だより

平成26年度栃木市地域自治交流会

栃木市地域自治区地域協議会連絡会・栃木市栃木地域まちづくり検討委員会



地域自治交流会で、意見書を手渡す柴田会長

2014年9月
第34号

地域自治交流会の開催について

9月6日(土)、西方総合文化体育館を会場に『平成26年度地域自治交流会』が開催され、大平、藤岡、都賀、西方、岩舟の地域協議会と栃木地域まちづくり検討委員会の委員が一堂に会しました。

会の冒頭、各地域協議会と委員会の会長が、これまで議論してきた地域の課題に関する意見書を市長へ手渡しました。

その後、各委員が8班に分かれ意見交換を行い、最後に班としての意見をまとめ、全体会の場で発表しました。課題の共有や今後の方向性を見出すことができた有意義な交流会となりました。



▲意見交換のようす

平成26年度

意見書について

これまで、班ごとに分かれて議論してきた地域の課題をまとめた意見書を、9月6日の地域自治交流会で市長へ提出しました。内容は次のとおりです

①子どもの視点にたった『安心・安全なまちづくり』について

本市における子どもの安全に関する施策は、「こども110番の家」「登下校見守り隊」「少年補導活動」等があります。しかし、これらは各担当課がそれぞれの業務を遂行しているにすぎません。当協議会としては、地域の実情に合致した最良の施策の組合せを展開していただくよう要望いたしました。

併せて、統一される「こども110番の家（大平地域におけるキッズステーション）」の早期実施も要望いたしました。

②高齢者対策について

高齢者の社会参画や独居高齢者の不安解消の役割を担ってきた老人クラブが、縮小傾向にあります。老人クラブの活動を本市の高齢者施策の中に位置付けていただき、市からの人的・財政的支援の強化を要望いたしました。併せて、活躍の場の提供にもい

配慮いただくよう要望いたしました。

③太平山南山麓エリアの振興について

各地域の観光資源を有機的に結び付け、相乗効果を図る施策の推進と、南山麓エリアの観光の振興に対して、積極的に取り組んでいただくよう要望いたしました。

【教育現場での歴史民俗資料館等の活用について】

歴史民俗資料館等については、建物の見学だけでなく、自然素材を利用した様々な体験を実施しておりますが、市内の学校の利用がまだまだ少ない状況です。子ども達の豊かな人間性の形成や地元への愛着心向上のため、学校の教育カリキュラムに歴史民俗資料館等の地元施設の活用を組み入れていただくよう要望いたしました。

【トレッキング客への対応について】

太平山南山麓に訪れるトレッキング客の利便性や快適性を向上させるため、次の3点について要望

いたしました。

○太平山から晃石山を通るハイキングコースへのトイレ設置

○駐車場の確保

○眺望の確保

▲太平山からの眺め



▶歴史民俗資料館での体験の様子

④教育現場における問題点について

大平地域内各学校と意見交換を行った際に問題視した、次の点について要望いたしました。

【学校施設・設備の修繕について】

施設の老朽化に伴い、排水管等の水回りの問題が顕著であります。小中学校の施設設備の予算のご配慮と、迅速な対応を要望いたしました。

併せて、使用禁止となった遊具の修繕・撤去等の迅速な対応も要望いたしました。

【発達障がい児童、外国人児童・生徒への対応について】

前年度の要望に対し、担当課より前向きな回答をいただきましたが、現場からは、前年と同様の課題について要望がございました。

特に、発達障がい児童に対する支援員の不足が深刻であります。児童への支援については十分な知識や理解が必要であり、プライバシーの問題についても細心の注意を要するものでございますので、専門性のある支援員の増員を要望いたしました。

また、大平地域では、外国人の児童・生徒も年々増加傾向にあります。学校側の対応が追い付かず、日常的な通知や連絡が滞っている現状にあります。児童・生徒の学校生活や、将来の進学等の支障が懸念されますので、実態の把握と適切な対応を再度要望いたしました。

【「海浜自然の家」のバスの補助金について】

平成27年度からバスの補助金が廃止されることで、保護者の負担が多くなることから、「海浜自然の家」への宿泊学習を廃止せざるを得ない状況であります。しかしながら、複数の学校が補助金の継続を切望しておりますので、検討願うものです。

⑤ 地域防災力の強化について

【消防団の再編について】

大平地域は消防団の部が多く各都管轄区域の世帯数にも差異が見受けられます。また、隔絶された地域への交通も格段によくなくなって他、合併により旧行政界もなくなり、連携が取りやすくなっていることから、消防団の再編についても要望いたしました。

【消防団方面隊と消防分署との連携強化について】

消防団方面隊の事務局が総合支所から消防本部となりましたが、方面隊と消防分署は綿密な連携が必要でありますので、消防団方面隊の事務局を消防分署で実施されるよう要望いたしました。

【消防団員の確保について】

自治会等では、少子高齢化による若年層の減少や、就業構造等の社会状況の変化に伴い、新たな団員の確保に苦慮しております。消防団員の確保にあたり、行政も積極的に取り組んでいただくよう要望し、通常点検のイベント化、防災訓練の会場の持ち回り開催等についても要望いたしました。



第3回大平町地域協議会

《意見聴取事項》

合併に伴う都市計画税の均二課税について

〔理財部資産税課〕

・ 栃木市、大平町、藤岡町、都賀町合併協議会、栃木市、岩舟町合併協議会の協議結果は、合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に再編する。

・ 栃木市、西方町合併協議会協議結果は、合併時は現行のとおりとし、合併後平成27年3月までに再編する。

地域別税率表(案)

		課税範囲	税率と均一時期				
			H26	H27	H28	H29	H30~
地 域	栃木	市街化区域	0.3	0.1	0.15	0.2	0.2
	大平	市街化区域	0.2				
	藤岡	市街化区域	—				
	都賀	市街化区域	—				
	岩舟	市街化区域	—	—	0.1	0.15	
	西方	該当なし (非税別記の市街化区域なし)	—	—	—	—	

◇地域協議会としての意見

・ 原案のとおり、了承する。

《報告事項等》

- 栃木市斎場再整備基本計画について
- 栃木農業振興地域整備計画の変更について

第4回大平町地域協議会

《意見聴取事項》

投票区の見直しについて

〔選挙管理委員会事務局〕

◇背景

・ 栃木市の投票区は、現在86か所となっており、投票所の数や有権者数等に不均衡がみられるほか、一部の投票所ではバリアフリーが未整備のところもある。また、選挙事務従事者の確保が困難になってきていることや、選挙執行経費が削減されるなどの要因がある。

◇目的

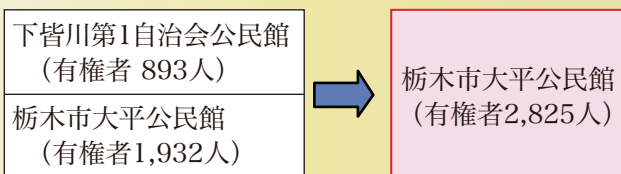
・ 選挙事務の効率的な執行と選挙経費の削減を図るとともに、投票所のバリアフリー化を図るなど、投票環境の改善を進める。

◇地域協議会としての意見

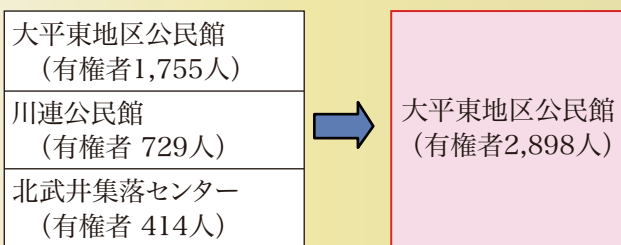
・ 原案のとおり、了承する。

大平地域投票区の見直し ※大平地域のみ

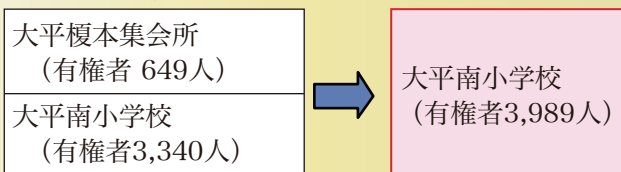
○ 大平第3投票区(下皆川第1自治会公民館)を、大平第4投票区(栃木市大平公民館)に統合する



○ 大平第6投票区(川連公民館)と大平第8投票区(北武井集落センター)を、大平第5投票区(大平東地区公民館)に統合して大平第4投票区とする。



○ 大平第12投票区(大平榎本集会所)を、大平第13投票区(大平南小学校)に統合して大平第9投票区とする



※有権者住居から、投票所までの距離、概ね3km以内
1つの投票区の規模……有権者1,000人~4,000人

《意見聴取事項》 水道料金統一について 〔建設水道部水道業務課〕

◇背景

・合併協議に基づき合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。現在は旧市町の料金体系であることから、栃木市上下水道事業調査委員会に諮問し、平成26年5月9日に答申を受けた。

◇目的

・答申に基づき、旧市町で異なる料金体系を統一する。

水道料金統一のイメージ(案) ※下記の方針で検討されています。			
【口径13mm、20m ³ /月で使用した場合】			
現行料金	H27~28年	H29~30年	H31年
2,096円	2,162円 (+66円)	2,228円 (+66円)	2,295円 (+67円)
【口径20mm、20m ³ /月で使用した場合】			
現行料金	H27~28年	H29~30年	H31年
2,516円	2,497円 (-19円)	2,477円 (-20円)	2,457円 (-20円)

◇地域協議会としての意見
・原案のとおり、了承する。

《意見聴取事項》 下水道使用料の統一及び 下水道受益者負担金の 再編について 〔建設水道部下水道課〕

◇背景

・合併協議に基づき合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編する。現在は旧市町の使用料及び負担金単価を継続していることから、栃木市上下水道事業調査委員会に諮問し、平成26年5月9日に答申を受けた。

◇目的

・答申に基づき、旧市町で異なる料金体系を統一する。

下水道使用料統一のイメージ(案) ※下記の方針で検討されています。			
【口径13mm、20m ³ /月で使用した場合】			
現行料金	H27~28年	H29~30年	H31年
4,726円	4,792円 (+66円)	4,858円 (+66円)	4,925円 (+67円)
【口径20mm、20m ³ /月で使用した場合】			
現行料金	H27~28年	H29~30年	H31年
5,146円	5,127円 (-19円)	5,107円 (-20円)	5,087円 (-20円)

◇地域協議会としての意見
・原案のとおり、了承する。

《意見聴取事項》 農業集落排水施設使用料及び 農業集落排水事業受益者 分担金の再編について 〔建設水道部下水道課〕

◇背景

・合併協議に基づき合併時は現行のとおりとし、合併後5年を目途に再編するとされており、現在は旧3町の使用料及び分担金を継続している。

◇目的

・農業集落排水施設利用者の受益と負担の公平性を確保し、事業運営の健全化を図る。

農業集落排水施設使用料【現行】 （1月あたり・税抜）

- ・大平地区基本料金：1,166円
- （世帯人数ごとの使用料金）
- 1人：1,166円
- 2人：1,674円
- 3人：2,563円
- 4人：3,452円
- 5人：4,386円
- ・農業集落排水事業受益者分担金【現行】
- ・下皆川地区：250,728円
- ・みずほ西地区：203,425円
- ◇地域協議会としての意見
原案のとおり、了承する。

《報告事項》

- 使用料・手数料の見直し方針について
- クールシェアの実施について

今後の地域協議会の予定

- ◆第7回大平町地域協議会
10月24日(金)午後1時30分
- ◆第8回大平町地域協議会
11月21日(金)午後1時30分

【場所】 大平総合支所
別館大会議室

※会議は傍聴できますので、ご希望の方は、開始時間までに会場へお越しください。

地域の皆さんの ご意見をお寄せください

大平地域のことについて、ご意見等がありましたら、左記の電話やFAX、メール等でお寄せください(様式不問)。ご意見等の内容によって、地域協議会で検討いたします。

大平町地域協議会だより
— 第 34 号 —
平成 26 年 9 月 19 日発行

発行 大平町地域協議会研究会
〒329-4492 栃木市大平町富田 558 番地
大平総合支所地域まちづくり課
(電話)0282-43-9205
(FAX)0282-43-8818
(E-mail)o-chiiki@city.tochigi.lg.jp